

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前				改正後				説明
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				項の改正
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額	
1 から13まで			(略)	1 から13まで			(略)	
14	行政 手続 にお ける 特定 の個 人を 識別 する ため の番 号の 利用 等に 関す る法 律（ 平成 25年 法律 第27 号） 第2	個 人 番 号 カ ー ド 再 交 付 手 数 料	1 800 件 円 に つ き	14	削除			

<p>条第 7項 に規 定す る個 人番 号カ ード の再 交付</p>			
15から105まで	(略)	15から105まで	(略)

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。